

神 監 第 170 号
平成 17 年 8 月 29 日

A 様

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	吉	田	基	毅
同	米	田	和	哲

職員支給の旅行クーポン券等に係る支出に関する

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成 17 年 7 月 1 日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法
第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の趣旨

平成17年7月1日に提出された措置請求書及び平成17年7月26日に請求人が行った陳述によると、請求の趣旨は次のとおりと解される。

大阪国税局の税務調査で、神戸市が永年勤続職員に支給した旅行券など8億5,100万円が、給与と認定された。

これに対する源泉所得税は、公金で納入せざるをえず、市に損害を与えるものである。

さらに、旅行券などの支給は、給与を条例の根拠なく支給したものであるから、給与条例主義に違反する違法な公金支出である。このうち、平成12年から14年度分の監査請求には、「正当な理由」があり、期間を徒過していない。

支出が違法であるかどうかの判断を誤った点において、支出命令権者である当時の神戸市長及びこれらの手続に関与した職員全員に重大な過失少なくとも過失がある。したがって、その当時市長の職にあった者個人は上記8億5,100万円を市に返還しなければならない。

また、平成17年1月7日の「永年勤続職員への旅行券などの支給に関する住民監査請求」(以下、「先の監査請求」という。)で却下された、平成15年度分の支出1億3,086万円については、不服があるので、今回の監査請求に含める。

理由

1 大阪国税局の税務調査において、平成12年から14年度に神戸市が永年勤続職員に支給した旅行券等と職員家族慰安会事業(以下、「勤続職員への旅行券支給等」という。)及び平成12年から16年度の教職員へのトレーニングウェア等及びポロシャツ支給(以下、「教職員へのトレーニングウェア等支給」という。)8億5,100万円が、給与と認定された。

(1) 追徴を求められた1億1,000万円を公金で納入することは、市に損害を与えるものである。

(2) 勤続職員への旅行券支給等と教職員へのトレーニングウェア等支給にかかる支出8億5,100万円は、給与を条例の根拠なく支給したものであるから、給与条例主義(地方自治法第204条の2,地方公務員法第24条第6項,第25条第1項)に違反する違法な公金支出である。

平成12年から14年度分の勤続職員への旅行券支給等にかかる支出8億1,500

0万円について行う監査請求は期間を徒過していない。

住民監査請求は、「正当な理由」があるときは、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過しても、行うことができる（地方自治法第242条第2項）。

「正当な理由」は、財務会計行為が秘密裏に行われた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求するに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも認められる。この場合、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求するに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁平成14年9月12日判決）。

「客観的にみて監査請求するに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時」とは、行為を知っただけでは足りず、行為に違法・不当があると気づく程度のことが必要であるとの意味である。

今般の大阪国税局の調査により、平成14年度以前の勤続職員への旅行券支給等の金額と違法性が初めて明らかになったものである。

平成12年から16年度の教職員へのトレーニングウェア等支給にかかる支出3,600万円は、給与を条例の根拠なく支給したものであり、大阪国税局の税務調査により、その違法性が初めて明らかになった。

2 平成15年度分の勤続職員への旅行券支給等にかかる支出のうち、先の監査請求で却下された、1億3,086万円について実質審査を求める。

(1) 1回目の監査請求と2回目の監査請求で事情の変更があり、1回目の監査請求の時点では実体的監査が行われなかつたような場合には、再監査請求を認める必要があり、同一人による同一内容の再監査請求も可能と考えるべきである（東京地裁平成5年2月25日判決参照）。

(2) 監査委員が適法な監査請求を不適法であるとして却下した場合、同一の事実を対象として再度の住民監査請求をすることができる（最高裁平成10年12月18日判決）。

3 神戸市財政が破綻状態にあるなかで、市職員へ旅行券等を支給することは、財政運営のあり方として異常であり、税金を私しているもので、市民の同意を得られるものではない。

第2 監査の実施

1 監査の対象

(1) 請求人は、追徴を求められた源泉所得税について、公金で納入せざるを得ないと主張しているが、公金による納入は行っておらず、監査の対象となる事実は存在しない。

(2) 地方自治法（以下、「法」という。）第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、これをすることができないとして、請求の期間制限規定を設けている。

正当な理由の有無は、当該行為が秘密裏になされたものであるかどうか、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁昭和63年4月22日判決）。さらに、正当な理由が認められるのは、当該行為が秘密裏に行われた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるとされている。（最高裁平成14年9月12日判決）

請求人は、今回の税務調査に関する新聞報道（平成17年6月7日付け朝日新聞）及び記者発表資料によって、初めて監査請求をするに足りる程度に行為の存在及び内容を知ることができたとして、追徴の対象となった平成12年度から16年度の支出すべてについて監査を求めている。

このうち、勤続職員への旅行券支給等については、予算書（各会計予算に関する説明書）の中で「職員研修及福利厚生費」として計上され支出されており、情報公開請求を行うなど、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば、監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたと解される。

したがって、平成12年から14年度の勤続職員への旅行券支給等にかかる支出については、行為のあった日又は終わった日から1年を経過しており、正当な理由も認められないので、監査の対象としない。

教職員へのトレーニングウェア等支給については、決算書（神戸市業務報告書）の中で、被服の支給として報告されており、情報公開請求を行うなど、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば、監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたと解される。

したがって、教職員へのトレーニングウェア等支給にかかる支出の日から1年を経過しているものについては、正当な理由がなく、監査の対象としない。

(3) 請求人が、再度監査を求めている、平成15年度分の勤続職員への旅行券支給等にかかる支出は、先の監査請求において、請求期間徒過のため却下したものである。

(2) において述べたとおり、先の監査請求を行う時点において、相当の注意力をもって調査を尽くせば、監査請求をするに足りる程度に勤続職員への旅行券支給等にかかる支出の存在及び内容を知ることができたのであるから、適法な監査請求を不適法であるとして却下したのではなく、また、先の監査請求と今回の監査請求との事情の変更についても、何ら具体的な根拠が示されていない。

したがって、先の監査請求において却下された、平成15年度分の勤続職員への旅行券支給等にかかる支出については、監査の対象としない。

以上のことから、監査の対象としたのは、措置請求書及び事実を証する書面から特定される教職員へのトレーニングウェア等支給にかかる支出のうち、措置請求書受付日から過去1年間に支出された下記の支出である。

市費教員トレーニングウェア(下)購入経費	2,058,556円
事務局転入主事インストラクタージャケット購入経費	204,750円
県費負担教職員ポロシャツ購入経費	2,508,710円
支出計(平成16年度)	4,772,016円

2 監査の実施

教育委員会の関係職員から事情聴取を実施したほか、当局が作成した教職員トレーニングウェア等支給に関する支出書類等について監査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実の確認

監査対象となっている教職員へのトレーニングウェア等支給は、次のとおり行われていることを確認した。

(1) 課税対象とされた内容

大阪国税局の税務調査で、源泉徴収漏れを指摘されたものは、次のとおりである。

市費教員に貸与したトレーニングウェア(下)等(品目は年度によって異なる)
市費教員である指導主事等に貸与したインストラクタージャケット
県費負担教職員に貸与したポロシャツ

(2) 支給の根拠

教育委員会被服貸与内規では、市費教員に対しては作業服を、県費負担教職員に対してはポロシャツを貸与することとしている。貸与期間は、作業服が1年、ポロシャツが2年とされている。

(3) 貸与の対象、品目及び金額、貸与品の管理

市費教員

市費教員とは、主に市立幼稚園又は市立高等学校に勤務する教員及び教育委員会事務局に勤務する指導主事等である。

平成16年度は、幼稚園、高等学校等に勤務する教員に対して、単価2,285円(税抜)のトレーニングウェア(下)を858件、教育委員会に勤務する指導主事等に対して単価5,000円(税抜)のインストラクタージャケットを、39件貸与した。

県費負担教職員

県費負担教職員とは、市立小学校、市立中学校、市立盲・養護学校に勤務する教職員である。これらの者の「給料その他の給与」は、市町村立学校職員給与負担法第1条により、都道府県の負担とされている。

平成16年度は、単価1,088円(税抜)のポロシャツ(白・長袖又は半袖の選択可能)を、2,196件貸与した。

貸与被服の管理

貸与被服は、貸与被服台帳により管理している。貸与期間を経過したものや貸与期間中に退職したものについては、返納を求めている。

(4) 職務上の必要性

幼稚園教諭については、園児の体格等の関係から、床に膝をついて指導や作業をすることが多く、トレーニングウェア姿が通常のユニホーム姿である。

小学校教諭については、体育授業において着用するほか、校内行事や校外学習時における制服的役割、給食指導や清掃作業における作業服的役割を果たしている。

中学校教諭については、校内行事における制服的役割、清掃作業、校外活動における作業服的な役割を果たしている。

高校教諭については、体育祭などの行事や部活動指導などにおいて、制服的な役割を果たしている。

2 判断

請求人の主張に対する判断は以下のとおりである。

- (1) 大阪国税局の税務調査で給与と認定された教職員へのトレーニングウェア等支給は、給与条例主義に反する違法な公金支出であるとの主張について

法第204条の2は、普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かずに、職員に支給することができないと規定している。

同条にいう「法律」として、地方公務員法第24条第6項、同法第25条第1項などが挙げられる。

被服の現物支給が「給与その他の給付」にあたるかどうかについては、昭和31年9月28日付各都道府県総務部長宛自治庁行政課長通知において、「被服の現物支給が職務遂行上の特別な必要に基くものであれば給与その他の給付とは解されない」とされている。

トレーニングウェア等は、教職員が保育や授業、部活動指導の際に着用し、運動会、音楽会等の校内行事、校外学習などにおいて制服的な役割を果たし、また、清掃作業などにおいて作業服的な役割を果たすものとして貸与しているのであって、職務以外で活用することを意図して支給しているものではなく、職務遂行上の特別な必要に基くものである。したがって、教職員へのトレーニングウェア等の貸与は、給与その他の給付を法律又はこれに基く条例に基かずに支給したものとは言えない。

なお、教職員へのトレーニングウェア等支給については、大阪国税局より、所得税法施行令第21条に定める「非課税とされる職務上必要な給付」にあたらないとの指摘がなされたが、これは課税対象となるかどうかの観点からの判断であり、地方自治法上の給与条例主義の解釈とは別個のものである。

- (2) 市財政が破綻状態にある中で市職員へ旅行券等（教職員へのトレーニングウェア等を含む）を支給することは、財政運営のあり方として異常であるとの主張について

神戸市の財政状況は、平成15年度決算では、市税収入が6年連続減収となり、市債残高は全会計で3兆2,314億円となって、起債制限比率も25.8%となるなど、厳しい状況となっている。

こうした状況に対して、神戸市は職員関係の見直しとして職員総定数の減（平成8～15年度で、2,185人）や給与の削減（平成15年度から3年間で150億円）を行っている。

このように、市においては、職員の処遇について財政状況を踏まえた措置が講じられていると認められ、教職員へのトレーニングウェア等支給は、財政運営のあり方に照らして異常であるとは言えない。

第4 結論

以上のことから、教職員へのトレーニングウェア等支給にかかる支出は、給与条例主義に反する違法な公金支出ではない。

したがって、支出した費用の返還を求める請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。